

行政区画の編成（区割り）案について

政令指定都市移行時の行政区画の編成（区割り）案については、平成20年7月18日付けの相模原市行政区画等審議会からの答申を十分に尊重し、かつ、同年8月15日から9月3日までに実施したパブリックコメントでの意見を踏まえ、次のとおりとします。

1 区割り案について

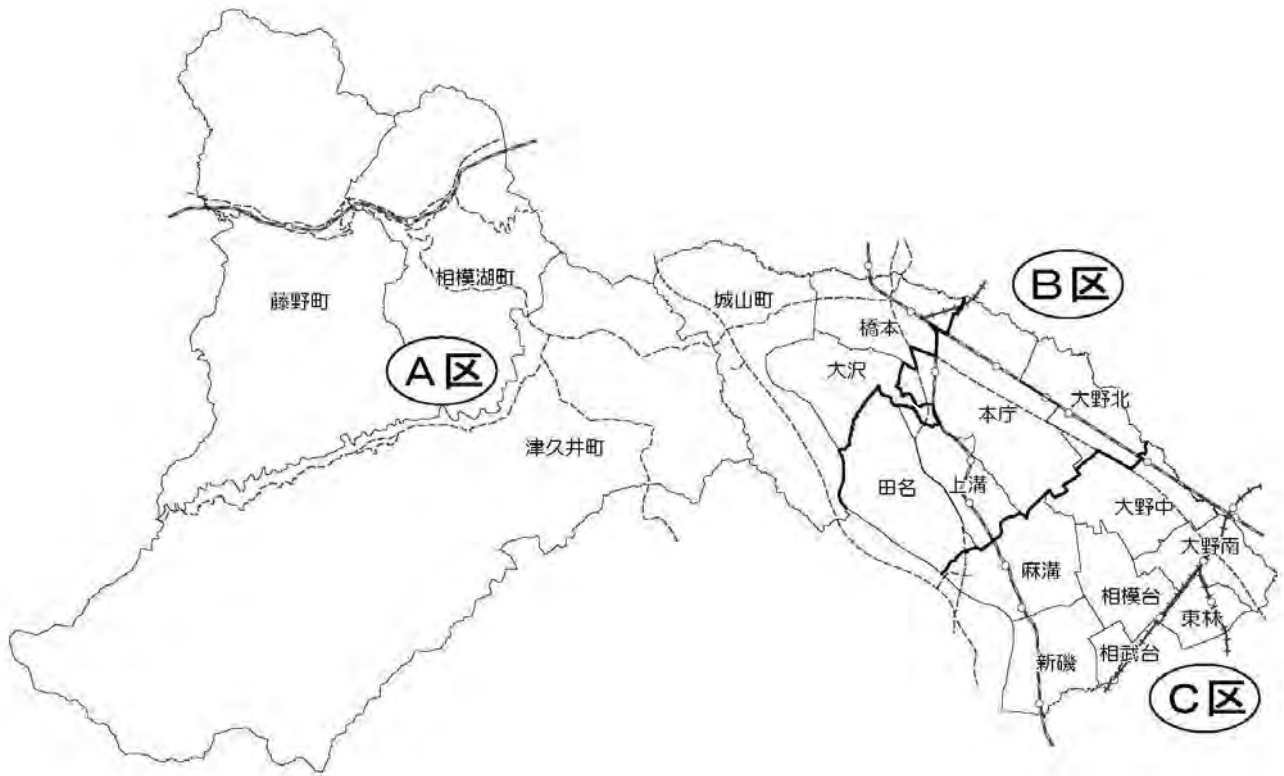
区割り案は、相模原市の区域を3つの行政区に分け、その区域は、次のとおりです。

区	区域	参考（平成20年4月1日現在）	
		人口（人）	面積（k㎡）
A 区	橋本、大沢、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町	174,263	253.81
B 区	大野北、田名、上溝、本庁	262,185	36.84
C 区	大野中、大野南、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林	269,847	38.19

※ 各区の区域は、旧相模原市域の本庁及び出張所と津久井地域の地域自治区事務所の所管区域を単位としています。

※ 各区に属する町・字名については、別表「各区の町・字表」参照

【区割り案図】



2 区割り案決定の理由

区割り案決定の理由は、次のとおりです。

- 人口や産業の活性化の視点からの地域バランスが最も良い。
- 旧相模原市域における3拠点（橋本、相模原、相模大野）のまちづくりが活かされている。
- 旧相模原市域と津久井地域との合併後の新市一体化に期待ができる。

3 区制施行に当たって検討する事項

市では、相模原市行政区画等審議会からの答申に付された意見及びパブリックコメントでの意見を踏まえ、次の事項について、全市的な視点から検討を行います。

○ **地域の個性を活かしたまちづくりの推進**

区役所を拠点に、地域の個性を活かしたまちづくりが推進されるよう、地域の課題や状況を的確に把握し、区政に反映できるような仕組みや区の自主性を高める事業の実施が図られるような仕組みを構築します。特に、津久井地域の水源地としての豊かな自然環境は、首都圏における他の政令指定都市にはない、本市の誇るべき特徴でもあることから、その特徴を活かしたまちづくりについて配慮します。

○ **行政サービスの利便性の確保**

それぞれの区に設置される区役所等の利用にあたっての利便性の確保を図るため、関係機関と連携し、交通環境の向上に努めます。

また、A区は、市域面積の約77パーセントを占め、津久井地域から橋本・大沢までの広大な区域を所管区域とすることとなり、特に、区役所の位置が橋本駅周辺を予定していることから、津久井地域の住民への利便性に配慮し、現在津久井地域に存する各総合事務所については、住民が身近な場所で日常生活に密着した行政サービスが受けられるような機能を確保します。

○ **既存行政区域との整合**

今回示した区割り案は、地域コミュニティを基本に区域を設定していることから、一部、保健福祉圏域、消防署管轄区域、警察署管轄区域等の既存行政区域との不整合が生じていますが、これにより、市民生活への支障がないよう、留意します。

別表 各区の町・字表

区 出張所 地域自治区	町 ・ 字
A 区 橋本 大沢 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町	相原1丁目～6丁目、相原、青根、青野原、青山、太井、大島、大山町、小倉、小原、小淵
	上九沢、川尻、久保沢1丁目～3丁目
	佐野川、澤井、下九沢167～173・176・240・241・244・267～328・338・394・397～402・404～414・417～722・1,230～2,180・2,322～2,598・2,603～2,619・2,621～2,625・2,627・2,812～2,970、城山1丁目～4丁目、寸沢嵐
	田名2,179～2,191・2, 193～2,213・2,215～2,217・2,247～2,274・2,329・2,331・2,332の1・2,333の1・2,333の2・2,336の1・2,336の2・2,336の5・2,338・2,339・2,340の1・2,341・2,342の1・2,342の2・2,342の4・2,343の1・2,343の3・2,344の1・2,345～2,391・2,392の1・2,393の1～2,393の4・2,394の1・2,418の1・2,419の1・2,420～2,425・2,426の1・2,427の1・2,428の1・2,429の1・2,431・2,432・2,433の1・2,434の1・2,435～2,459・2,460の1・2,461の1・2,518～2,581・2,589～2,602・2,620～2,622・2,630～2,641、谷ヶ原1丁目、谷ヶ原2丁目、千木良、鳥屋
	中沢、長竹、中野、名倉、西橋本1丁目～5丁目、二本松1丁目～4丁目、根小屋
	橋本1丁目～8丁目、橋本台1丁目～4丁目、葉山島、原宿1丁目～5丁目、原宿南1丁目～3丁目、東橋本1丁目～4丁目、日連、広田
	牧野、又野、町屋1丁目～4丁目、三井、三ヶ木、向原1丁目～3丁目、元橋本町
	吉野、与瀬、与瀬本町 若葉台1丁目～7丁目、若柳
B 区 大野北 田名 上溝 本庁	相生1丁目～4丁目、青葉1丁目～3丁目、大野台3丁目1番～12番、小山1丁目～4丁目、小山
	鹿沼台1丁目、鹿沼台2丁目、上溝1丁目～7丁目、上溝、上矢部1丁目～5丁目、上矢部、共和1丁目～4丁目、向陽町、小町通1丁目、小町通2丁目
	相模原1丁目～8丁目、下九沢(A区に属する区域を除く。)、水郷田名1丁目～4丁目、すすきの町、清新1丁目～8丁目
	高根1丁目～3丁目、田名(A区に属する区域を除く。)、田名塩田1丁目～4丁目、中央1丁目～6丁目、千代田1丁目～7丁目
	並木1丁目～4丁目
	東淵野辺1丁目～5丁目、光が丘1丁目～3丁目、氷川町、富士見1丁目～6丁目、淵野辺1丁目～5丁目、淵野辺本町1丁目～5丁目、星が丘1丁目～4丁目
	松が丘1丁目、松が丘2丁目、緑が丘1丁目、緑が丘2丁目、南橋本1丁目～4丁目、宮下1丁目～3丁目、宮下本町1丁目～3丁目
C 区 大野中 大野南 麻溝 新磯 相模台 相武台 東林	旭町、麻溝台1丁目～8丁目、麻溝台、新磯野、新磯野1丁目～5丁目、磯部、鶉野森1丁目～3丁目、大野台1丁目、大野台2丁目、大野台3丁目13番～45番、大野台4丁目～8丁目
	上鶴間1丁目～8丁目、上鶴間、上鶴間本町1丁目～9丁目、北里1丁目、北里2丁目、古淵1丁目～6丁目
	栄町、相模大野1丁目～9丁目、相模台1丁目～7丁目、相模台団地、桜台、下溝、新戸、相南1丁目～4丁目、相武台1丁目～3丁目、相武台団地1丁目、相武台団地2丁目
	当麻
	西大沼1丁目～5丁目
	東大沼1丁目～4丁目、東林間1丁目～8丁目、双葉1丁目、双葉2丁目、文京1丁目、文京2丁目
	松が枝町、御園1丁目～5丁目、南台1丁目～6丁目
	豊町 若松1丁目～6丁目